

敬言録 農業のここが危ない//

資本割れか債務超過に陥ることは必至である。その剰余金残余額から、山梨、大分、秋田、鳥取、長崎、山形、鹿児島の各県信連も、今決算で同じような事態に陥るのではないかという見方である。

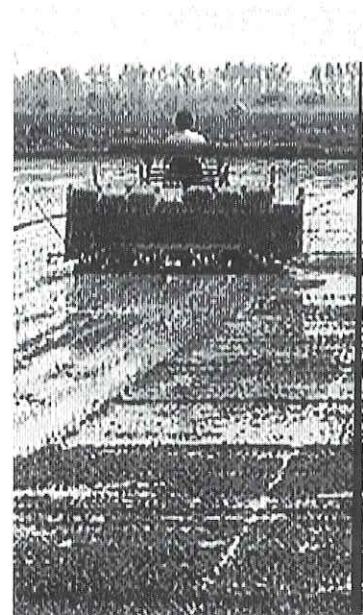
農業経営者 17号 30

表 各都道府県信連の住専処理負担

(単位：百万円)

都道府県名	住専処理後 剩余金残余額	大蔵当初案 剩余金残余額	住専処理 損失負担	大蔵当初案 負担額	出資金 (1)	剩余金 (2)	資本の部合計 (1) + (2)
兵 庫	79174 (70074)		7000 (16100)		38266	86174	124440
愛 知	61711 (58461)		2500 (5750)		13219	64211	77430
長 野	45183 (38293)		530 (12190)		22041	50483	72524
北 海 道	38085 (27425)		8200 (18860)		20502	46285	66787
大 阪	33507 (24147)		7200 (16560)		23065	40707	63772
広 島	33272 (28332)		3800 (8740)		18810	37072	55882
神 奈 川	32013 (18233)		10600 (24380)		45529	42613	88142
静 岡	30697 (1317)		22600 (51980)		47087	53297	100384
岐 阜	29943 (21233)		6700 (15410)		27591	36643	64234
千 葉	28435 (17255)		8600 (19780)		15042	37035	52077
岡 山	27026 (18836)		6300 (14490)		15438	33326	48764
香 川	25869 (22489)		2600 (5980)		10263	28469	38732
東 京	24070 (6520)		13500 (31050)		19749	37570	57319
新 潟	19330 (13610)		4400 (10120)		22106	23730	45836
愛 媛	19315 (16325)		2300 (5290)		16374	21615	37989
福 岡	14735 (6805)		6100 (14030)		15722	20835	36557
山 口	13864 (8404)		4200 (9660)		14344	18064	32408
三 重	13435 (1125)		11200 (25760)		23288	24635	47923
富 山	12781 (-9661)		2400 (5520)		9340	15181	24521
高 知	12366 (8726)		2800 (6440)		4049	15166	19215
茨 城	12123 (4323)		6000 (13800)		11757	18123	29880
滋 賀	11925 (4905)		5400 (12420)		8804	17325	26129
京 都	11533 (7503)		3100 (7130)		7974	14633	22607
徳 島	11128 (8398)		2100 (4830)		9016	13228	22244
石 川	11074 (6784)		3300 (7590)		14624	14374	28998
奈 良	10863 (7223)		2800 (6440)		11077	13663	24740
和 歌 山	10278 (6118)		3200 (7360)		10993	13478	24471
福 島	9470 (4010)		4200 (9660)		7226	13670	20896
福 井	9121 (6001)		2400 (5520)		12923	11521	24444
岩 手	7206 (4086)		2400 (5520)		9777	9606	19383
群 馬	6699 (1109)		4300 (9890)		10687	10999	21686
熊 本	6688 (2788)		3000 (6900)		3974	9688	13662
島 根	6673 (4723)		1500 (3450)		9423	8173	17596
宮 崎	6234 (2854)		2600 (5980)		6708	8834	15542
佐 賀	6041 (3701)		1800 (4140)		7997	7841	15838
沖 繩	5864 (3524)		1800 (4140)		3221	7664	10885
鹿児島	5214 (1964)		2500 (5750)		5985	7714	13699
山 形	5058 (2718)		1800 (4140)		6559	6858	13417
長 崎	4604 (314)		3300 (7590)		3996	7904	11900
鳥 取	4513 (3733)		600 (1380)		6807	5113	11920
秋 田	4027 (1817)		1700 (3910)		6863	5727	12590
大 分	3939 (1469)		1900 (4370)		6349	5839	12188
山 犀	3542 (-748)		3300 (7590)		3970	6842	10812
青 森	1990 (-1260)		2500 (5750)		1796	4490	6286
栃 木	— (-)		0 (0)		10940	3428	14368
宮 城	— (-)		0 (0)		8544	10	8554
埼 玉	— (-)		0 (0)		28456	20276	48732

(国会に提出された「住専関連資料」などから作成、端数は未調整)



1993年の大凶作の記憶が薄れ、94、95年と逆に「豊作」「米余り」という悩みを抱えていたが、今年は3年ぶりに不作の可能性が出てきた。春先から北日本を中心には異常低温が発生し、水稻の生育に支障をきたしているのだ。

もちろん、米の作柄は6、7月の気象

93年のアレは、泣いた農家がいる一方、しかし少なからぬ農家にとって「特需」として働いた。コメを探して右往左往する流通や消費者を相手に、存分に売手市場の面白さを味わった人は多い。だが、今度それを期待すれば、取り返しのつかない失態となる。

1993年の大凶作の記憶が薄れ、94、95年と逆に「豊作」「米余り」という悩みを抱えていたが、今年は3年ぶりに不作の可能性が出てきた。春先から北日本を中心には異常低温が発生し、水稻の生育に支障をきたしているのだ。

もちろん、米の作柄は6、7月の気象



共同通信社記者・大辻一晃

低温が続く見通し

冷害にどう対処するか

気象庁によると、4月に続き5月に入つても全国的に気温が上がり、5月の平均気温は北日本（北海道・東

海・北陸）は1°C以上低く、西日本も例年よりやや低めに推移した。オホーツク海の高気圧から冷気が流れ込んだのが原因だ。

このため、日本の食料基地・北海道では雪が融けるのが遅れ、耕起や田植えがずれ込んでいる。ほかの畑作物も種まきが遅れるなど、早くも作柄が心配されている。

東北地方でも、田植えを済ませたのにその後の生育状況が悪く、もう一度やり直す、という事態が発生している。農協をはじめとする指導機関は、水を深くして根の活着を促すよう呼びかけた。

低温、日照不足は単に作物の生育を遅らすだけでなく、病害虫の発生原因にもなる。千葉県は「稲の葉や茎を食べるイネヒメモグリバエの産卵数が4割も多い」として、30年ぶりに注意報を出した。

気象庁の長期予報では、6月に入ると気温は例年並みに回復すると予想されており、実際、その通りになりつつある。しかし、7月は太平洋側で降水量が多く、気温も低くなりそうだという。もし予報が当たれば、少なくとも「猛暑」にはならず、農作物がぐんぐん育つ環境は望めそうにない。

もちろん、指導機関の「質」もさまざままだうから、一概に農協の指導がダメだと言うつもりはない。他人任せでは必ずしもうまくいかない、ということだ。

技術論はこれくらいにしておくが、経営という面ではどう考えていけばいいのか。実は新食糧法の施行後は、農業経営者なら「凶作」の中でもそそこそこの収量を上げていかなければ立ち行かない、といふことに気づいておく必要がある。

その第一の理由として、「凶作でも米の値段は上がらない」ことがあげられる。今まで、凶作時には米の流通量が少ないと、需要と供給の関係で単価が上昇した。したがって、収量が少なくて、収入はあまり変わらなかつた。

しかし、新法施行後は政府が200万tもの備蓄米を保有しているし、足りなければ外国から自由に輸入することもできるので、米の価格は上昇しにくい。専

北地方）で2°C以上、東日本（関東・東海・北陸）は1°C以上低く、西日本も例年よりやや低めに推移した。オホーツク海の高気圧から冷気が流れ込んだのが原因だ。

このため、日本の食料基地・北海道では雪が融けるのが遅れ、耕起や田植えがずれ込んでいる。ほかの畑作物も種まきが遅れるなど、早くも作柄が心配されている。

東北地方でも、田植えを済ませたのにその後の生育状況が悪く、もう一度やり直す、という事態が発生している。農協をはじめとする指導機関は、水を深くして根の活着を促すよう呼びかけた。

低温、日照不足は単に作物の生育を遅らすだけでなく、病害虫の発生原因にもなる。千葉県は「稲の葉や茎を食べるイネヒメモグリバエの産卵数が4割も多い」として、30年ぶりに注意報を出した。

気象庁の長期予報では、6月に入ると気温は例年並みに回復すると予想されており、実際、その通りになりつつある。しかし、7月は太平洋側で降水量が多く、気温も低くなりそうだという。もし予報が当たれば、少なくとも「猛暑」にはならず、農作物がぐんぐん育つ環境は望めそうにない。

もちろん、指導機関の「質」もさまざままだうから、一概に農協の指導がダメだと言うつもりはない。他人任せでは必ずしもうまくいかない、ということだ。

技術論はこれくらいにしておくが、経営という面ではどう考えていけばいいのか。実は新食糧法の施行後は、農業経営者なら「凶作」の中でもそそこそこの収量を上げていかなければ立ち行かない、といふことに気づいておく必要がある。

その第一の理由として、「凶作でも米の値段は上がらない」ことがあげられる。今まで、凶作時には米の流通量が少ないと、需要と供給の関係で単価が上昇した。したがって、収量が少なくて、収入はあまり変わらなかつた。

しかし、新法施行後は政府が200万tもの備蓄米を保有しているし、足りなければ外国から自由に輸入することもできるので、米の価格は上昇しにくい。専

機肥料を使つた土作りなど、地道な取り組みが問われる」

と話す。全国的には作柄がよかつた昨年も、秋田は不作だった。そして、この農家は、

「周囲を見ても、いい加減な作り方をしているところほどできが悪かった。うち直す、という事態が発生している。農協をはじめとする指導機関は、水を深くして根の活着を促すよう呼びかけた。

低温、日照不足は単に作物の生育を遅らすだけでなく、病害虫の発生原因にもなる。千葉県は「稲の葉や茎を食べるイネヒメモグリバエの産卵数が4割も多い」として、30年ぶりに注意報を出した。

気象庁の長期予報では、6月に入ると気温は例年並みに回復すると予想されており、実際、その通りになりつつある。しかし、7月は太平洋側で降水量が多く、気温も低くなりそうだという。もし予報が当たれば、少なくとも「猛暑」にはならず、農作物がぐんぐん育つ環境は望めそうにない。

もちろん、指導機関の「質」もさまざままだうから、一概に農協の指導がダメだと言うつもりはない。他人任せでは必ずしもうまくいかない、ということだ。

技術論はこれくらいにしておくが、経営という面ではどう考えていけばいいのか。実は新食糧法の施行後は、農業経営者なら「凶作」の中でもそそこそこの収量を上げていかなければ立ち行かない、といふことに気づいておく必要がある。

その第一の理由として、「凶作でも米の値段は上がらない」ことがあげられる。今まで、凶作時には米の流通量が少ないと、需要と供給の関係で単価が上昇した。したがって、収量が少なくて、収入はあまり変わらなかつた。

しかし、新法施行後は政府が200万tもの備蓄米を保有しているし、足りなければ外国から自由に輸入することもできるので、米の価格は上昇しにくい。専

異常気象に対する技術的な対応は、プロの農業経営者なら、十分に心得ておられるだろう。秋田県のある稻作経営者は、「日ごろ農薬や化学肥料をぶち込みすぎると、異常気象にやられやすくなる。有

業農家にとつて、凶作は即、収入減少につながる。

第一に、米をこれまで通り農協に引き

農家は自ら販売先を開拓していくなければならない。農協に引き渡していたのでは、減反に協力しないわけにはいかないし、ほかの兼業農家の米とブレンドされ

るので、価格的にも適正な評価を受けにくい。しかし、卸・小売業者や外食業者と直に取引する場合、販売先との安定した取引関係を維持するため、「不作だから納入する商品がない」という事態は何としても避けなければならない。

冷害が「米」を変える

とはいへ、実際に凶作が発生すると、生産・流通現場は相当混乱するだろう。

行後しばらくは、米はやや過剰氣味に推移するのが理想と考えていた。というのも、米余りだと農家は米の販売先を見つけてにくいので、自然と農協に米が集まり従来型の流通を維持できる。しかも、それほど余剩はないので、農協は米を楽に売りさばける。一方、国産米が十分に存在する限り、食味面で劣る輸入米はそれほど家庭用としては売れないと、加工用としては都合よく売りさばくことができ、在庫を抱える心配もない——と

トはあるが、困るのは農家だ。先述の通り、売り物は少ないので、価格は上がりたくないからだ。

しかし、最上質の米に限れば、価格は上昇する可能性がある。政府保有米は品質がもうひとつだし、農協保有米の中に新潟コシヒカリのようなブランド米も存在するだろうが、なんと言つても古米である。やはり新米にはかなわない。そ

ウハウがない。農協は政府米価の高値据え置きを勝ち取るノウハウは蓄積しているが、営業能力には乏しい。
とはいっても、それでは農家は上質米ばかり作るのがいいかというと、なかなか判断が難しい。いうまでもなく、上質米は

上質米の栽培面積を抑制し、耐冷性品種を多く植える。カリフォルニアの農業経営者が「それが経営というものが」語っていたのを思い出す。

輸入へのシフトを招く危険 正画情報課課長・工藤徹男氏

なくなつた。冷害はむしろ輸入へのシフトを招く危険 東京青果株式会社営業管理部企画情報課課長・工藤徹男氏 ない。ただし、その時も価格は以前 たいへんな「遠隔地依存型」になつた。

作凶予測情報の充実で急騰はなくなつた。冷害はむしろ輸入へのシフトを招く危険

海外产地にスキを与えるな

東北・北海道ではたしかに播種、生長が遅れています。もし実際に東北・北海道で冷害とすることが起これば、市場では夏秋野菜の品薄といふ形で影響が出ることになります。

一昨年は夏秋野菜産地である東北・北海道が冷夏で、その大消費地である関東が猛暑という最悪のパターンでした。それでスイカが品薄になつてたいへんだったわけですが、それに似た状況にならないとも限ら

ない。ただし、その時も価格は以前に較べて比較的安定していました。
というのも、最近は予測情報が非常に早くなってきているからです。ものによつては高騰もなくはないですが、昔のような急騰のしかたなどはない。そういう変化はおさえ
ておいてほしいものです。

それよりも、こうした問題を単に気象の問題として考えていては、本当に有効な経営を見出すことは難しいのではないか。どうか。

の実に45%を東京圏で消費している。ということは、なにかあつた場合の代替産地がないということです。夏秋野菜はとくに代替産地が少ない。これは主産地形成の功罪の罪の部分

一方、流通業者は農家から上質米、政府や農協から標準米を手堅く仕入れる技能が問われる。この業界はただでさえ免許制が廃止されて登録制に移行したことでも、競争が激化している。豊作だとなんとなく米を売り抜けていいが、不作の際は商品の調達から販売まで知恵を絞る必要が生じ、差がつきやすい。

国産米に不足感があれば、輸入米も市場に浸透する機会を得る。まずはブレンド需要からだろうから、売れるのはカリフォルニアの短粒種だろう。カリフォル

ところが、新法元年から2年連続で大
いうわけだ。

れに、有機栽培米など特別なプレミアム米の在庫は薄いから、もし作柄が悪いとなれば、取り合いになる可能性もある。

こうした上質米は、農協ではなく、民間の流通業者がかき集めるだろう。したがって、農家は相場を慎重に見極め、買い叩かれないように気をつける必要がある。

です。事故があつた場合に一発でやられてしまう。やられるということは、海外産地につけいられるスキを作ってしまうということです。

いまの消費者の間には、なんにつけでも「なくなつてもなにかで充当できる」というムードが蔓延しています。国産野菜が高ければ誰かが海外から調達してくるだろうとか、米が凶作になれば輸入が効くはずだといった考え方が定着してしまつてゐる。その結果93年には海外から米を大量に集めておいて、その上でそれが「まずい」と文句を言つて、結局北朝鮮へたらい回しにしてしまつた。われわれにしてみれば、ちょっと理解しがたい動きで、少しは作る努力に報いる態度なり考え方を持つてもらいたいと思う。しかし実態はそうなのだとすることは、農業経営者も理解しておくべきです。

いまいちばん問題なのは、レンコン、ゴボウ、サトイモといった根菜類の輸入が始まっている点です。これらは国内では最も産地が減つている種類のものですが、一方、絶対的な消費量こそ少ないにせよ、最も日本食らしい食材、減つたとしてもなくなつては困る種類の食材なわけです。ところがこれらは産地が集約していく、輸入業者にしてみれば凶作情報がとりやすいものである。国産野菜の急所であつたわけです。またネシヨウガ、ニンニクなども悪い。これらはもの自体が安く、関税も低

です。事故があつた場合に一発でやられてしまう。やられるということは、海外産地につけいられるスキを作ってしまうということです。

いまの消費者の間には、なんにつけでも「なくなつてもなにかで充当できる」というムードが蔓延しています。国産野菜が高ければ誰かが海外から調達してくるだろうとか、米が凶作になれば輸入が効くはずだといった考え方が定着してしまつてゐる。その結果93年には海外から米を大量に集めておいて、その上でそれが「まずい」と文句を言つて、結局北朝鮮へたらい回しにしてしまつた。われわれにしてみれば、ちょっと理解しがたい動きで、少しは作る努力に報いる態度なり考え方を持つてもらいたいと思う。しかし実態はそうなのだとすることは、農業経営者も理解しておくべきです。

一日輸入されたら、一回では済まないのだ、ということを肝に銘じておくべきです。

安定出荷が国産を優位に

従来主産地形成をしたところ、市場を独占していたところというのは、一般的にいま危機を迎えてます。というのは、これまで販売拡大の努力が足りなかつたし、後から敵に対する対応が遅かつたからです。個々の産地と品目は、これから変わらざるを得ないでしょう。そして、変わるべき部分に早めに対応していくかなくてはだめです。

ところが多くの産地では、販売戦略の問題を抜きに、相変わらず増産によって増収を狙うという考え方から脱却できていない。たとえば、東北・北海道ではいま、出荷期間を長くしようという動きがあります。しかし、あまり長くしても気候の適性や後作をどうするかといった問題が浮上してくるでしょう。それに、そうした方向性が本当に収益をもたらすものなのかどうか。

たとえば、いまは1月くらいに二ユージーランド産のトウモロコシが入ってきます。けれども、「果たしてそれをみんな本当に食うのか?」と

い。しかも消費者にしてみれば、なにも特別に高いものである必要はないだけに、これはもつといかれやすい。そして、こういうものは、常に、夏も終わりになつて岩手から出荷す

る頃には消費が減つて値が上がりようがないという時期になつていて、夏も終わりになつて岩手から出荷すれば売れるというわけではないのです。

一方、量販店の海外からの野菜の輸入、開発輸入はなぜ進むのかを考

えてみてください。それは単に価格だけではないはずです。海外産地はこれまで自由経済にさらされてきた所ですから、「契約」という観念が非常によく浸透している。ということは、約束した量を必ず確保しようとという努力があるわけです。

それに対してわれわれ市場には、

品物の多い少ないに柔軟に対応できるよう、市場の考え方とやり方があります。しかし、やっぱり、「市場だから持つていつてもいかなくてもいい」とはいきません。一流産地でも約束を守ってくれる努力のない所は、やはりわれわれにしても疑問を抱かざるを得ない。

これから量販店が産直をもつと進めるなど、流通が変わる気配はあるますが、肝心の産地がそのようでは、結局輸入依存型を進めてしまふだけではないですか。産直に取り組むにせよ、市場出荷するにせよ、機動力のある産地をめざさない限り、勝ち残るのは難しいというのが現実なん

ニア、オーストラリアの中粒種も、それほど短粒種と変わらないから使えるかも知れない。いよいよ米の世界も国際競争の時代に突入する。

さて、気になるのは消費者の米需要だが、ばかりかしい混乱のたびに米の消費量は減つてきている。先の米騒動の時もパンやめん類に需要がシフトしたが、今回、また米不足から質の悪い米が出回るとなると、消費が低迷しかねない。

米は相変わらず日本人の主食で、都会の若者も実は「ごはん」が大好きだ。知り合いの結婚式で、フランス料理のフルコースを食べた後で、大学生の男の子が「パンじやなくてごはんだつたらもつとおいしく食べられたのにね」と話していました。稻作農家の皆さんには自信を持つていただきたい。

しかし、残念ながら、どうしても米を食べなければならないわけでもない。高ければ、また品質が悪ければ、すぐにほかのものに取つて代わられる。現代は、うどんもパンもスペゲティも手軽に楽しむ時代だ。「米は値段などに左右されず、常に一定量消費される」という幻想は、そろそろ捨てなければならない。

新食糧法は、凶作でも豊作でも、安定した価格で消費者に米を届けるのが目的のひとつである。そう考えると、凶作でも米価が上がらないなら、消費者の信任が高まり、長期的には農家にとつてもメリットがある。

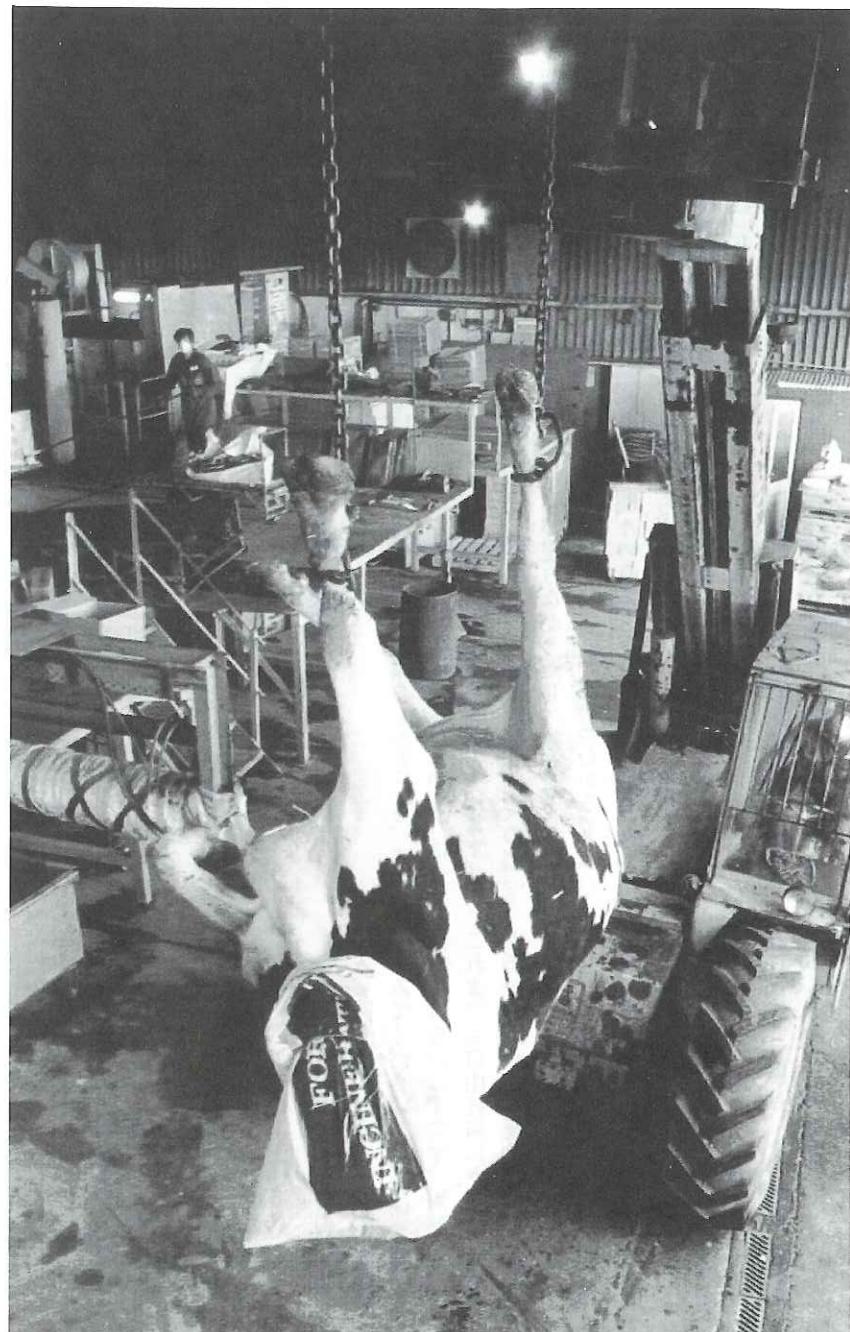
生産・流通がどんな条件にさらされて、生産・流通がどんな条件にさらされて、消費者の現場にはその混乱を持ち込まれない——農業経営者には、そういう力も求められているような気がする。

警鐘・農業のここが危ない!!

3

狂牛病は対岸の火事か!?

国際マーチャンダイジング代表・横田哲二



焼却処分されるBSE感染牛。頭部は研究のため除去されている Photo by Ian Hodgson REUTERS

イギリスで爆発的に広がり、ヨーロッパのみならず世界中を震撼させるに至った狂牛病の原因是、その飼料にあると考えられている。そしてそれが事実であれば、わが国の畜産業も、「うちは安全」と胸を張っていることはできない。

イギリスにおいて最初にBSEが発生したのは1989年で、当時はさほど大きな問題にはならなかつた。だが今回の問題は長期化の様相を呈している。イギリスにおけるBSEの発生数は1989年の7100頭を皮切りに、その後90年1万4000頭、91年2万5000頭、92年3万6000頭、94年2万3000頭と変化している(次頁表1)。その後沈静化するように見えたBSEであったが、いまやイギリスは400万頭の牛の処分を迫られるという事態にまで追い込まれている。

イギリス政府の発表後、3月20日、農業大臣の諮問機関であるBSE専門家委員会は、BSEとクロイツフェルトヤコブ病(CJD、人間の脳が海綿状になり、アルツハイマー型痴呆症に似た症状を起こし、死に至る)の間には、直接的な証拠はないものの、89年のBSE感染部位の使用禁止以前の感染牛との接触がCJDの発病と関連がある可能性が高いと発表した。ただし牛乳については安全性を確認している。

これを受け EUは、ドイツ、フランス

発生国は英國だけではない

イギリスで発生した狂牛病は、ヨーロッパのみならず、日本にも大きな影響を及ぼしてきている。狂牛病は、正式にはBSE(ウシ海綿状脳症)といい、牛の脳がスポンジ状になる奇病である。この病気に感染し発病した牛は歩行がおぼつかなくなり、その後死に至る。イギリスでは、現在政府がその解決に全力を注いでいる。



設獸医委員会は、イギリス産牛肉及びそれを原料とする製品のEU加盟国及び第三国に対する輸出禁止の勧告を決定した。27日、歐州委員会はBSEに対する暫定措置として、イギリスからEU加盟国及び第二国に対する次の商品の輸出を禁止した。すなわち、生体牛、牛の精液、胎児、イギリスにおいて屠畜された牛の肉及び関連加工品、動物飼料、人間の関与する食物連鎖に入る可能性のあるもの、衣料品、化粧品、医薬品に使用される牛を原料とした製品である。

ここで「動物飼料」というものが取り上げられているが、これはBSE発生源がどのように考えられているかという問題と直接かかわりがある。つまりBSEの発生源は従来から知られているスケレ

別表1 英国におけるBSE発生状況

年	英 国	北アイル蘭ド
1994	23,870	344
1993	34,370	460
1992	36,680	374
1991	25,032	170
1990	14,181	113
1989	7,137	29
1988	2,184	5

(北アイルランド: OIE資料、英國: Animal Health 1994 上り)

別表2 世界のBSE発生状況

国名	発生頭数	備考
英國（グレートブリテン）	143,307	1987年以前～1994年 ○
英國（北アイルランド）	1,485	1988年～1994年 ○
アイルランド	99	1989年～1994年 ○
フランス	11	1991年～1995年10月 ○
デンマーク	1	1992年
オマーン	2	1989年
スイス	118	1990年～1994年 ○
ポルトガル	33	1993年～1995年10月 ○
カナダ	1	1993年
ドイツ	4	1992年～1994年5月
イタリア	2	1994年11月

○は1995年にも発生のあった国・地域（USDA、OIE資料より）

トから排除するという決定がなされ、同様に、化粧品、薬品の原料としての利用も禁止した。これは羊を発生源とするBSEを考えるよう、人類の食物連鎖から離れる。そうした危険の可能性を隔離するという目的がある。その考え方より、家畜飼料として哺乳類に関するものを配合飼料にする場合は基準及び表示規則を強化する一方で、さらに哺乳類の肉及び骨粉を牛などの反芻動物の飼料を通して利田することを禁止した。

た。イギリスでは衛生監視所が強化され農場の監視、牛の登録を行なう。イギリスは、2週間ごとにこれらの状況を歐州委員会に報告することになった。

しかし、イギリスはこのような欧州委員会の決定に対し非常な反発を示している。3月27日にEUで決定されたイギリス産牛肉、牛関連商品の輸出禁止措置の早急な解除を要求している。しかしEUはこれに同意せず、結論は6週間ごとに開催されるEU常設の獸医委員会の検討に委ねられることになつてゐる。

○は1995年にも発生のあった国・地
用の問題では、イギリス政府は30カ月齢以上の牛の屠畜を行ない、その屠畜に要する費用はイギリス政府が負担し、農家への補償費用のうち70%をEUが負担。残りをイギリス政府が負担するという決定をした。これによつて、EUの負担額は年間で3億2000万FEI（約430億円）になる。なお、BSEはイギリス以外でも発生しているが、他のEU諸国がBSE対策を講じる際も、同様にEUが負担する。

というのも、BSEは実はイギリスだけではなくフランスをはじめ他のヨーロッパ各国でも発生しているのである。その発生頭数は、いちばん多いイギリスが14万4792頭、アイルランド99頭、フランス11頭、スイス118頭、ポルトガル33頭、カナダ1頭、ドイツ4頭、イタリア2頭などとなっている。このように、頭数に違いこそあれ、BSEはヨーロッパのほとんどの国で発生しており、また日本への牛肉輸出が認められているカナダにおいても発生が報告されているのである（表2）。

イピー（羊の脳が海綿状になり死亡する病気）に侵された羊であつて、そのミール（骨などから作られる動物飼料）を食べた牛がBSEを発病し、さらに牛同士で感染したと考えられているのである。したがつて、BSEを防ぐ手立てとしては、感染源と思われる羊のミートボーンミールを牛に与えないということが重要なことである。

BSEはイギリス以外でも発生しているが、他のEU諸国がBSE対策を講じる際も、同様にEUが負担する。イギリス政府は4月末までに、BSEに感染した疑いの強い家畜の選別的破棄処分計画を欧州委員会に提出することになった。欧州委員会は、暫定的な措置として4月中に5万tの牛肉の買い入れを行なう。これはすなわち、今回イギリス

日本への牛肉輸出が認められているカナダにおいても発生が報告されているのである（表2）。

イギリスはBSEに対し、メージャー首相以下非常に真剣に取り組んでいる。たとえば、EUの決定した輸出禁止措置は不当であるとして、4月16日欧州裁判所へ提訴することを決めた。ホッグ農業大臣は、BSEの追加措置として96年総

ているのである。したがつて、BSEを防ぐ手立てとしては、感染源と思われる羊のミートボーンミールを牛に与えないということが重要なことである。

これに次いで、4月1日～3日にEU緊急農相理事会がルクセンブルグで開かれた。ここでは、屠畜時に30カ月齢以上の大イギリス産牛を食用及び飼料用のル

処分計画を欧州委員会に提出することになった。欧州委員会は、暫定的な措置として4月中旬に5万㌧の牛肉の買い入れを行なう。これはすなわち、今回イギリスを中心としたBSEの発生による経済的損失を少しでもカバーするという措置である。

たとえば、EUの決定した輸出禁止措置は不当であるとして、4月16日欧州裁判所へ提訴することを決めた。ホッギ農業大臣は、BSEの追加措置として96年総額9億3000万ポンドを出資し、97年以降は毎年5億5000万ポンドを出資するというように、経済対策を打ち出している。97年以降の毎年5億5000万

ポンドの中身は、30カ月齢以上の牛の処分に割り当たられる。

また8000万ポンドを限度として、30カ月齢以上の高級牛の処分に対しても、1億1000万ポンドを精肉工場に支出する。また、生産者段階では、家畜登録制度の導入を決定した。今年6月以降施工される。イギリス議会に農業用（肥料を含む）哺乳動物の肉及び骨粉を使用することを決める法案が提出された。

一方、WHOはBSEに関する専門家会議による提言を行なっている。伝達性海綿状脳症（TSE）の症状を呈してい る動物の部分を食物連鎖から排除するため、TSEに感染した動物の屠畜処理をすべての国が確実に実施することを提言した。また、BSEの監視体制、強制的届出制度の確立を提言した。

さらに、BSEの発生国はBSE感染体が含まれる疑いのある特定の組織を食 物連鎖から排除しなければならないことも提言し、反芻動物の組織を反芻動物の飼料として使用することも禁止した。

医薬品については、BSE因子を伝達する危険性を最小限度にする措置が有効であり、医薬品の原料については監視が実施されているBSE未発生国、あるいは散発的発生国のみ使用すると提言した。

原因は牛を喰つた牛だった！

さて、歐州のこのような事態・措置を受けたのである。厚生省は、すべては次のとおりである。厚生省は、すべて

のイギリス産牛肉加工品などの輸入を自粛するよう業者に要請した。農水省は飼料やペットフードなどの牛肉加工品についても輸入を禁止し、北アイルランド産の牛肉も新たに輸入禁止の対象とした。

ところで、BSEの日本の農業の現場との関連だが、いくつかを挙げることが出来る。まず、日本でのBSEによる牛の死亡例はないとしても、羊のスクレイピーによる死亡例は報告されていることは見逃せない。これまでに100頭以上の羊がスクレイピーによって死亡しているのである。したがって、日本国内でBSEが発生しないという保証はどこにもないのである。

BSEの要因についてはいろいろ言われている。現在、BSEの原因としてイギリスをはじめとする多くの国の学者によつて学説として有力視されているのは、プリオントと呼ばれる細胞のタンパク質の変化である。プリオント自体はウイルスでも細菌ではなく、動物自身の遺伝子によつて作られ、神経の伝達にかかわつていてと考えられている物質である。そのプリオントの異常を起こしたもののが脳神経を破壊し、それがスクレイピー、BSE、TSEと呼ばれる病気（プリオントと総称される）となると考えられているのである。

ここで厄介なのは、プリオントが食べるだけで脳へ到達するとみられる点、さ らに異種間でも感染するという点だ。しがつて、今回のBSEがもしプリオントの変化だとするならば、これが日本の畜産の現場でも発生し、人間にも感染しないという保証はない。牛肉を食べると、

人にに対する感染、死亡が起つても不思議ではないということなのである。

一方、日本の牛肉流通業界、あるいは末端の消費者の段階はどういうことが起きているかというと、一つには15～20%の大幅な売上ダウンが挙げられる。つまり、BSEの発生によって消費者が国産・輸入牛肉を含め、当初は買い控えをしたのである。いま、BSE発生から数ヵ月たつて、国産牛肉の売上げが若干上向きで、一方輸入牛肉に対する消費者の見方にはあい変わらず厳しいものがある。それが長く続くかどうかは、今後のマスコミのBSEに対する報道のしかたにも左右されるだろうが、予測はしがたい。

しかしあれわれが考えるべき最も重要な問題は、BSEを日本で発生させないための手立てを講じなければならないと いうことである。それにはまず、羊、牛、鳥などのミートボーンミール、つまり動物性の飼料を牛に与えないことである。歐米ではすでにミートボーンミールは半ば常識化していて、飼料の生産コスト、あるいは飼料の栄養バランスをとるために使用されている。日本も配合飼料主体の畜産が盛んだが、今後はミートボーンミール等の使用をしないという行政指導なり、業界の自発的な方向づけが必要となる。

対BSEならずとも、このことについてはよく考えられるべきである。食肉処理場筋からの情報によると、近年、つまり配合飼料主体の牛肉の生産が行なわれるようにになって以来、牛の健康状態が極めて悪化しているということである。た

とえば東京芝浦市場で牛1頭を屠畜するとき、牛の場合内臓廢棄は70%になる。つまり、肝臓、心臓及び腎臓が検査にパスしない。このことはとりもなおさず、それだけ不健康な牛が生産者から屠畜場に送り込まれているということである。

牛の健康を取り戻すには、牛本来の持つている機能、草食性動物であるということをもっと重要視しなくてはならない。牛には4つの胃がある。第一胃がいちばん大きく、他に第二胃から第四胃までがあるが、これらは一日第一胃にため込んだ草を反芻するという特殊な機能を持つた消化機関である。牛は元来、そうした胃の機能によって草からあの大きな体の構造を作ることができる動物なのである。これはまさに、人間の知恵では考えられない牛の世界の生理構造である。

ところが、最近牛に与えられている飼料は、そうした牛本来の生理に反して穀物が主体となつておき、ミートボーンミールという動物の組織さえ与えられ、逆に牧草はあまり重要視されていない形態になつている。このことはイギリスでもアメリカでもオーストラリアでも、そして日本でも同じような傾向である。

そして結果的に、そのことがBSEをひき起こし、イギリスの4000万頭のように、非常に大きな頭数の処分にまで発展してしまつたのである。

重要なことは、畜産界がBSEを真剣にとらえ、このよろんな病気が起らぬよう飼育体系を早く確立することである。そして、健康な牛肉を消費者が安心して食べることのできる状態を一日も早く実現しなければならない。